懲戒めぐる地位確認訴訟
最高裁の棄却決定と経緯

（1面参照）

　最高裁判所第一小法廷で上告棄却の決定が示された訴訟は、平成二十九年八月に懲戒解雇された稲貴夫氏と参事から主事へと降格・減給された瀬尾芳也氏が、その無効確認などを求めて同年十月十七日に東京地方裁判所に提訴したもの。昨年三月十八日に地裁判決、九月十六日に東京高等裁判所での控訴審判決があり、神社本庁が最高裁に上告してゐた。

　昨年九月の控訴審判決では、稲氏の懲戒解雇に関して「公益通報者保護法の趣旨などに照らし、違法性が阻却され懲戒すべき行為に当たらない」などとし、また瀬尾氏の降格・減給の処分についても「懲戒事由に該当しない」ないし「重きに失する」として、原告側の主張をほぼ全面的に認め、原告の雇用契約上の地位を確認するとともに賃金の支払ひなどを命じた東京地裁の一審判決を支持。判決理由に補正を加へるとともに控訴人・神社本庁の補充主張について補足の判断を加へた上で、本庁側の控訴を棄却する判決を下してゐた（東京高裁による控訴審判決要旨別掲）。

端緒からの経緯
神社本庁の動き

　この訴訟の端緒は、平成二十七年十月二十一日の神社本庁十月定例評議員会で、昭和六十二年に七億五千六百十五万円で購入し基本財産として所有してゐた百合丘職舎（神奈川県川崎市麻生区）の土地・建物について、一億八千四百万円で㈱ディンプル・インターナショナルに売却することを決議したことに遡る。

　翌二十八年、五月定例評議員会を目前に控へた五月二十三日の神社本庁役員会で出席者から、売却価格が安価だったのではないかなどとの懸念が寄せられ、また同趣旨の内容が会員制交流サイト「フェイスブック」に投稿されたほか、こののち神社庁などに関連の内容を指摘する複数の匿名文書等が送付され、評議員会などでも売却価格や売却方法に関する質問が寄せられるやうになる。さうしたなかで、稲氏が百合丘職舎売却をめぐって役職員の背任行為などの存在を訴へる「檄―己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求める」と題する文書を作成し、流布されるに至った。

　かうした状況を受け、神社本庁では翌二十九年三月十三日の常務理事会・役員会で第三者による調査委員会の設置を決定し、職舎売却の妥当性などを調査。七月十九日付で提出されたその報告書では、売却手続きに係る違法性を否定し、売却の必要性があったことも是認した。また契約方法については、規程に定められた競争入札の前例がなく細則も未整備だったことを指摘したほか、評議員会や役員会等の日程的な制約にも触れて、取引実績がある㈱ディンプル・インターナショナルとの随意契約を不当な選択とはいへないとした。

　さらに本庁と同社、㈱クリエイト西武との三者間でおこなはれた中間省略登記について、本庁に損失はなく不動産売買では頻繁におこなはれる適法な手法だと説明する一方で、登記簿を閲覧した者が不信感を抱くのは当然とし、慎重に検討すべきだったと指摘。売却価格については、不当に低廉であったとまでは判断することはできないとの考へを示した。

　この報告書提出後の八月二十五日、小串和夫副総長（当時）の辞任と職員の懲戒処分の報告を議題とした臨時役員会が取材非公開のもとで開催され、同日、本庁は稲氏を免職、瀬尾氏を降格・減給の懲戒処分とした。このうち稲氏に関しては「檄」と題する文書の作成・交付、その関与の否定など四点が理由とされ、また瀬尾氏については、懇親会での発言により上層部の信用を失墜させ、職場秩序を乱したことなどの四点が理由とされた。

　稲氏と瀬尾氏は十月十七日、その無効確認などを求めて東京地方裁判所に提訴。直後の十月十九日に開催された本庁役員会や十月定例評議員会では、この職員の懲戒処分や調査委員会による報告書の内容、マスコミ報道への対応などをめぐって意見が交はされた。

　その年末、十二月七日に開催された役員会では当該訴訟について、神社本庁として役職員が一致協力して取り組むことを決議。採決にあたり、理事一人から棄権する旨の発言があった。

　訴訟については、この年の十一月三十日に第一回口頭弁論、翌平成三十年一月十八日に第二回口頭弁論、三月十五日に第三回口頭弁論がそれぞれ開かれ、さうしたなかで開催された平成三十年の五月定例評議員会において、統理を務めてゐた北白川道久氏が辞意を表明し、新たに鷹司尚武氏が就任。北白川氏は辞意表明にあたり、本庁正常化を重要課題の一つとして挙げた。

　また九月十一日の役員会では当該訴訟について出席者から和解の提案があり、その意見交換のなかでの田中恆清総長の発言について、本紙が「田中総長が辞意を表明」と報道。十月三日に顧問・長老も出席して取材非公開の臨時役員会が開催された後、田中総長が今後も職務を全うすることと、訴訟の対応方針に変更がないことが諒承されたとする文書が各神社庁長宛に送付された。

　この発言をめぐっては、十月二十四日の十月定例評議員会でも取り上げられ、鷹司統理と田中総長との協議などを求める動議もあったが、総長の選任が評議員会の権限に属しないことなどから議題とするのは不適当として採用されなかった。

　御代替りを経て迎へた令和元年の五月定例評議員会は、任期満了にともなふ新たな評議員による会議となり、直後の臨時役員会で四期目となる田中総長以下の執行部が発足した。

　かうした間、訴訟は第三回口頭弁論ののち弁論準備手続を経て、令和二年二月二十日と三月九日には証人の本庁元職員や原告本人への尋問がおこなはれた。さらに十月二十九日に最終口頭弁論が開かれ、令和三年三月十八日を判決の言渡し期日とすることが示された。

　この最終口頭弁論の直前、十月二十三日には折からの新型コロナウイルス感染症の蔓延に鑑み、京都のホテルを会場として役員会と十月定例評議員会を開催。会場の都合により時間的制約があるなか、和解による訴訟の早期決着を求める意見があったほか、訴訟の継続を含め神社界の現状を憂慮する声も聞かれた。

地裁での判決と
控訴といふ選択

　神社本庁では、判決の言渡し期日を控へた令和三年二月八日の役員会で、取材非公開のもと事前に対応を協議。そして迎へた三月十八日、午後一時十分から東京地裁で判決言渡しがあり、稲氏の懲戒解雇、瀬尾氏の降格・減給を無効とし、神社本庁に対して雇用契約に基づく賃金及び所定の遅延損害金の支払ひを命じるなど、原告側の主張をほぼ全面的に認める判決が下された。

　この地裁判決では、解雇と降格・減給の処分に関して、解雇理由と処分理由についての双方の主張に基づき、その有効性などを検討。このうち稲氏については、公益通報者保護法の趣旨に照らして検討する必要性を指摘した上で、解雇理由四点のうち三点について「懲戒事由に（外形的に）該当する」としつつ、「公益通報者保護法の趣旨などに照らし、違法性が阻却され懲戒すべき行為に当たらないというべき」「解雇に相当するとはいえない」などと判断し、残る一点については「懲戒事由に該当するとはいえない」とした。

　とくに「檄」と題する文書の作成・交付については、関係者の「名誉を毀損するものであると同時に、被告（神社本庁）の信用を毀損し、被告の組織における秩序を乱す行為であると認められる」と指摘。一方で百合丘職舎の売却に関し、「本件売買の価格は一般的な取引価額より低額であり、かつ、代金決済の方法が買主に有利である」「本件売買の価格決定及び承認の過程において取引通念上不審な点がある」ことなどを挙げ、本庁役職員の背任行為は真実であるとは認められないものの、当時、稲氏が真実と信じるに足りる相当の理由があったと説示した。

　一方、瀬尾氏については降格・減給の処分理由四点のうち、懇親会での発言により上層部の信用を失墜させ、職場秩序を乱したことについては「懲戒事由に該当する」と認めつつ、「降格（現職を免じ、給与等級を下げる）とすることは、重きに失する」と判示。そのほかの三点については「懲戒事由に該当しない」とした。

　同日午後二時から開催された本庁役員会では判決の概要を報告。その上で、未払ひ給与等の支払ひを命じた判決に基づき預金や不動産が差し押さへられることを回避するため、控訴手続きにあはせて仮執行停止の申立てをおこなふこととし、申立てが認められた際に必要となる供託金を予備費から支出することを決議した。出席者からは速やかな解決を求める意見や、全役員が責任を持って対応を判断すべきとの指摘があった。

　また翌日の神社庁長会では、控訴に反対する意見が複数人からあり、これに対して本庁事務局が判決に仮執行宣言が付与されてをり、仮執行の停止措置には控訴が不可欠であることなどを説明。四月十三日の役員会では、その仮執行宣言の停止措置を含む控訴手続きを済ませたことや、仮執行停止に必要な供託金として二千五百八十万円を納入したことの報告があった。また、かねて弁護団の編成について意見があったことを踏まへ、新たに第一芙蓉法律事務所の浅井隆弁護士を加へ、同弁護士を中心に控訴審に臨むことが決議された。

　この年の五月定例評議員会はコロナ禍にともなひウェブ会議システムを併用した常任委員会として開催され、控訴に反対する複数の意見が寄せられたほか、田中総長の不信任案提出に賛意を求めるやうな発言もあった。また控訴取下げなどを求める議案も提出されてゐたが、各地区からの提出議案は十月定例評議員会において議案審査特別委員会を設置して審査することとなった。

　東京高裁における控訴審は六月八日に第一回口頭弁論が開かれ、控訴人・神社本庁の控訴理由書や被控訴人の答弁書の提出などを確認した上で、人証調べなどはおこなはずに弁論を終結し、三カ月後の九月十六日に判決言渡しをおこなふことを決定した。神社本庁は控訴理由書のなかで、地裁判決の事実認定と評価に不当な点があると主張。百合丘職舎売却に関し、取引価格を低額かつ決済方法が買主に有利とした部分や、価格決定及び承認の過程に不審な点があるとした部分、懲戒事由について公益通報者保護法の趣旨に照らし違法性が阻却されるとした部分などについて、とくに不当だと訴へた。また、買主に対する一連の否定的な認定についても誤りだと指摘した。

　これに対し、被控訴人側は控訴棄却などを求める答弁書を提出。百合丘職舎売却をめぐる背任行為の有無に関する原判決の記述内容について、「背任の主観的要件を認める直接的な証拠がなかったため、背任行為があったとまでは認定できないことを指摘したに過ぎない」とし、「あたかも『潔白が証明された』かのような誤解を関係者に生じさせることのないよう」表現の訂正を求めた。

高裁が一審支持
役員会で上告を

　東京高裁による控訴審判決は九月十六日に言渡しがあり、判決理由に補正を加へるとともに、控訴人・神社本庁の補充主張について補足の判断を加へた上で原判決を支持し、本庁による控訴を棄却した。

　このうち判決理由の補正では、稲氏の懲戒理由に係る「檄」と題する文書の交付について、原判決が「交付した理事二名を起点として、本件文書の記載内容に理解を示す可能性のある被告の理事、評議員、職員及び関係者の多数人に対し、本件文書が交付されることを期待して、本件文書を理事らに交付したものと認められる」とした部分を補正。「理事等の関係者らに本件文書が交付される事態が生じることを全く想定していなかったとは考え難く、むしろ、そのような事態が生じ得ることを認識し、これを容認する意図の下で本件文書を理事らに交付したものと認めるのが相当」とし、これらの事態に稲氏が関与した事実は認められないものの、稲氏の認識・意図に鑑みれば「意思に反するものであったとは認め難く、結果的にこれらの事態が生じたことについての責任の一端が被控訴人稲にあることは否定できないというべき」などとした。

　また百合丘職舎の売却額について、原判決で「低額であり」とした部分を「低額であることが疑われ」と補正。「庁規の趣旨からも、かけ離れた手続であったといえる」とした部分を「庁規の趣旨や取引通念からみて、不十分な手続であったといわざるを得ず、この点については、本件調査報告書でも、役員会における財政部の説明や資料の作成には課題があるとされているとおり」と補正する等してゐる。

　さらに補足して、懲戒解雇に係る真実相当性、通報目的の正当性、手段方法の相当性――に関し判断。真実相当性については、稲氏が当時認識してゐたと認められる事実を前提に、各事実についての認定・評価を検討した上で、本庁役員らによる売買に関する背任行為を「真実と信じたことには、相当な理由があるというべき」と、原判決と同様に判示した。

　通報目的の正当性に関しても、多数派を形成して人事を一新するといふ目的と矛盾するものとはいへないと原審を支持。手段方法の相当性についても、「檄」が結果として多数の関係者やマスコミに配布される事態が生じたことに関して「本件文書の拡散行為に被控訴人稲自身が関与した事実は認められず、被控訴人稲にこれを阻止する手段があったとも認め難い」などとして、本庁側の主張が採用できないとの判断を示してゐる。

　その他の解雇理由についても「解雇に相当するとはいえない」「懲戒事由に該当するとはいえない」などとした原判決の通りとした。

　また瀬尾氏についても原判決を相当とし、本庁側の「降格処分を選択することはやむを得ない旨」の主張を「採用することができない」と結論付けた。

　この控訴審判決を受け、神社本庁では九月二十四日に臨時役員会を開催して対応を協議した。出席者から意見を聴取したのち最高裁判所への上告についての採決がおこなはれ、理事十七人のうち賛成九人、反対六人（欠席二人）との結果を踏まへて上告を決議。閉会にあたり挨拶した鷹司統理は、自身には議決権がないことを断った上で、上告には反対との思ひを述べた。

　十月二十日に開催された十月定例評議員会では、この役員会における上告決定について意見が集中。五月定例評議員会にあたり控訴取下げなどを求める議案が提出されてゐたことや、新たに上告反対の要望書が八十二人の評議員の賛同を得て提出されてゐることなども踏まへ、役員会に上告の取下げを要望する緊急動議があったほか、上告について鷹司統理の判断を求める意見なども寄せられた。

　こののち十二月十日の役員会では、十一月二十六日付で最高裁判所に「上告理由書」と「上告受理申立の理由書」を提出したことを報告。控訴審判決に憲法が保障する信教の自由・結社の自由に反する部分があることや、判決の理由に不備・食違ひがあること、判例違反があることなどを挙げて上告の理由・根拠を示し、その受理を申し立てるものであることが説明された。なほ、この日の役員会で鷹司統理は、最高裁での最終的な判断があった段階で評議員・役員を含めた臨時の会合（臨時評議員会）を開いて総括することを提案して事務局に検討を要望。田中総長は、重要な提案であり、法人の執行機関として十分に協議して取り組んでゆくとの考へを述べた。

【参考】地位確認請求訴訟　控訴審判決要旨

（令和三年九月十六日）

第1　主文

1　本件控訴を棄却する。

2　控訴費用は、控訴人の負担とする。

第2　事案の概要

1　被控訴人らは、いずれも控訴人の部長職にあったところ、控訴人は、被控訴人らが、控訴人の信用を毀損し、組織の秩序を乱す行為を行ったなどとして、被控訴人稲を懲戒解雇とし、被控訴人瀬尾を降格及び減給とする懲戒処分をした。

　本件は、控訴人に対し、被控訴人稲が、懲戒解雇の無効を主張して、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認及び懲戒解雇後の賃金の支払を求め、被控訴人瀬尾が、懲戒処分の無効を主張して、降格及び減給が無効であることの確認及び減額分の賃金の支払を求めた事案である。

2　本件の主な争点は、控訴人が懲戒処分の理由とした被控訴人らの行為（被控訴人稲につき解雇理由1～4、被控訴人瀬尾につき処分理由1～4）について、就業規則の懲戒事由に該当するか否か、また、解雇ないし降格・減給とすることが社会通念上相当か否かである。そして、被控訴人らの行為のうち、中心的な争点とされたのは、以下の各行為についてである。

（1）被控訴人稲の解雇理由1に係る行為

　控訴人がその所有する百合丘職舎の土地・建物を株式会社ディンプル・インターナショナル（ディンプル社）に1億8400万円で売却したこと（本件売買）について、控訴人の総長らが背任行為を行った旨等を摘示する文書（本件文書）を作成し、控訴人の理事2名に交付した行為（その後、本件文書の作成者名等を墨消しした文書が、関係者や一部のマスコミに送付される事態となった。）

（2）被控訴人瀬尾の処分理由1に係る行為

　財政部長として百合丘職舎の売却に関与し、売却先や売却額等について自ら判断した者であるにもかかわらず、控訴人の部長会等の場において、当時の経緯について、控訴人の総長やディンプル社からの圧力があったかのような発言（瀬尾発言①～④）をした行為（控訴人は、これらの発言の内容は事実と異なり、これを聞いた者に誤った認識を与え、控訴人の業務の適正性への信頼性が毀損されるなどと主張している。）

3　原審は、被控訴人らの各行為について、いずれも、懲戒すべき事由に当たらないか、解雇や降格に相当するものとはいえないとして、被控訴人らの請求をいずれも認容した。

第3　当裁判所の判断の要旨

1　被控訴人稲について

　被控訴人稲の解雇理由1に係る行為は、控訴人の信用を毀損し、その組織の秩序を乱す行為と認められ、就業規則の懲戒事由に外形的には該当する。

　しかし、上記行為当時に被控訴人稲が認識していた事実を前提とすれば、同人において、①本件売買の価格が一般的な取引価格より相当低額であり、かつ、代金決済の方法が買主に有利であると考えたこと、②本件売買の価格決定及び承認の過程に不審な点があると考えたこと、③本件売買以前においても、ディンプル社やその関連会社が有利な条件の下で控訴人やその関係団体との取引を行って利益を上げてきたと考えたこと、④控訴人の総長らから被控訴人瀬尾に対しディンプル社への売却の示唆があったと考えたことにはそれぞれ相当な理由があったものといえるところ、被控訴人稲が、これらの事情を総合した結果として、「控訴人の総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実を真実と信じたことには相当な理由があるというべきである。また、被控訴人稲の上記行為は、控訴人組織の人事の一新を図る目的によるものであって、不正の目的によるものではなく、その手段も相当であったから、公益通報者保護法の趣旨等に照らし違法性が阻却され、懲戒すべき事由とはいえない。

　被控訴人稲のその他の解雇理由に係る行為についても、いずれも、懲戒すべき事由に当たらないか、解雇に相当するものとはいえない。

　したがって、被控訴人稲に対する懲戒解雇は無効である。

2　被控訴人瀬尾について

　証拠によれば、被控訴人瀬尾が、控訴人の総長らから百合丘職舎をディンプル社に売却するように示唆を受けた事実が認められ、瀬尾発言①～④は事実と異なるものではないから、被控訴人瀬尾の処分理由1に係る行為は、懲戒事由に当たるとはいえない。

　被控訴人瀬尾のその他の処分理由に係る行為についても、いずれも、懲戒事由に当たらないか、降格に相当するものとはいえない。

　したがって、被控訴人瀬尾に対する降格及び減給の懲戒処分は無効である。

以上

顔と面の魅力
企画展で紹介
黎明館

　【鹿児島】鹿児島市の県歴史・美術センター黎明館では、企画展「顔と面―その姿と想い―」を五月二十二日まで開催してゐる。

　絵に描かれたり彫刻として作られたりした「顔」と、顔に付けて踊り、その表情で人々の心を捉へてきた「面」。この企画展は、さまざまな作品を通して表現された顔や面の魅力を紹介するもので、能面や田の神面、神舞面なども出陳されてゐる。

　なほ新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として発熱症状がある人の入館を控へるやう呼びかけるとともに、記名票の記入などについて協力を求めてゐる。

　詳細は次の通り。

会期　三月十五日から五月二十二日まで

場所　鹿児島県歴史・美術センター黎明館三階企画展示室（鹿児島市城山町七―二）

開館時間　午前九時から午後六時（入館は五時三十分）まで

休館日　五月九・十六日

料金　一般四百円、高校・大学生二百五十円、小・中学生百五十円

問合せ　同館（☎〇九九―二二二―五一〇〇）